

和歌山県  
緊急消防援助隊  
受援計画

---

和歌山県  
令和8年4月

## 目次

第1章	総則.....	1
第2章	応援等の要請.....	1
第3章	受援体制.....	4
第4章	指揮体制及び通信運用体制.....	6
第5章	消防応援活動の調整等.....	7
第6章	応援等の引揚げの決定.....	10
第7章	その他.....	10

# 和歌山県緊急消防援助隊受援計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

- 第2 代表消防機関は、和歌山市消防局とする。  
2 代表消防機関代行は、田辺市消防本部とする。  
3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

### (連絡体制)

- 第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。  
2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

## 第2章 応援等の要請

### (応援等要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

### (知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 和歌山県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び和歌山県（以下「県」という。）内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第報告するものとする。詳細な災害の状況、応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

- (1) 災害の状況
  - (2) 活動を要望する地域
  - (3) 要望する活動
  - (4) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
  - 3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
  - 4 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
  - 5 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
  - 6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長等の連絡）

- 第 6 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第 5 第 1 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況、応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で和歌山県総合防災情報システムにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 3 被災地の市町村長は、知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第 5 第 1 項各号に掲げる事項が明らか

になり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況、応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

- 4 被災地の市町村長は、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合

2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

### 第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部(調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。)は、県庁南別館に設置するものとする。

3 調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、知事(知事の委任を受けた場合は県危機管理部長)をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、県消防学校長及び県危機管理局災害対策課長並びに県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県災害対策本部総合統制室応急対策班員
- (2) 県消防学校の職員
- (3) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (4) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (5) 防災航空隊の職員
- (6) 統括指揮支援隊
- (7) 情報統括支援隊

6 調整本部は、「和歌山県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

8 調整本部は、県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、被災地消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 県災害対策本部総合統制室に設置された応急対策班との連絡調整に関すること。
- (7) 県災害対策本部総合統制室に設置された医療班等との連絡調整に関すること。

- (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 県は、調整本部に必要な資機材等を整備しておくものとする。
  - 10 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
  - 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
  - 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
  - 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
  - 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況、活動状況等を報告するものとする。
  - 15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

#### (指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
    - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
    - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び被災地消防団の活動に係る記録に関すること。
    - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
    - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
  - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
  - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団の活動状況、県内消防応援隊の編成状況、活動状況等を報告するものとする。
  - 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
  - 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

第 11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第3のとおりとする。

(2) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営・宿泊場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

第 12 航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。

(宿営・宿泊場所)

第 13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営・宿泊場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営・宿泊場所について、被災地消防本部及び宿営・宿泊場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は宿営・宿泊場所担当消防本部は、宿営・宿泊場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

## 第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第 14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部隊長は、県内で活動する指揮支援部隊を統括し、県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以

下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。

- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 情報統括支援隊長は、消防応援活動調整本部の指揮支援部隊長を補佐し、被災地における災害に関する情報の管理を行うものとする。
- 7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 12 安全管理部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該安全管理部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 13 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。
- 14 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第15 県内の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第8のとおりとする。

## 第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

- 第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
  - (1) 被害状況
  - (2) 活動方針
  - (3) 活動地域及び任務

- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第 17 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有、活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第 18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図、住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第 19 ヘリコプター離着陸場所は、別表第 9 のとおりとする。

(燃料補給場所)

第 20 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 10 のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第 5 のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 21 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

(重機派遣要請)

第 22 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。

2 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第 13 のとおりとする。

3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援

要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

- 第 23 調整本部長は、食糧、仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 14 のとおりとする。

(増隊要請)

- 第 24 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

- 第 25 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

- 第 26 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。
- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第 27 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要

綱別記様式6-7により通知するものとする。

- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

- 第28 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

- 第29 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

## 第7章 その他

(情報共有)

- 第30 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び消防庁映像共有システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター、ドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

- 第31 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時にお

ける重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(県の受援計画の策定)

第 32 知事は、県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第 33 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第 34 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第 35 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(県の訓練)

第36 県は、原則年1回、県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この計画は、令和8年4月1日から施行する。

(和歌山県緊急消防援助隊応援等実施計画の廃止)

2 和歌山県緊急消防援助隊受援計画(令和5年7月1日制定)は、廃止する。